

第4回九州厚生局地域共生社会推進会議
令和4年12月21日

資料1

地域共生社会の実現に向けた施策の最新動向

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
地域共生社会推進室長

米田 隆史

1. 地域共生社会の理念と制度的な位置づけ

2. 重層的支援体制整備事業とは

3. 自治体の事例紹介



地域共生社会とは

地域住民や地域の多様な主体が、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



「地域共生社会」とは

(地域共生社会とは)

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、**地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

⇒ 「縦割り」という関係を超える

- ・制度の狭間の問題に対応
- ・介護、障害、子ども・子育て、生活困窮といった分野がもつそれぞれの専門性をお互いに活用する
- ・1 機関、1 個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ

⇒ 「支え手」「受け手」という関係を超える

- ・一方向から双方向の関係性へ
- ・支える側、支えられる側という固定化された関係から、支え合う関係性へ

⇒ 「世代や分野」を超える

- ・世代を問わない対応
- ・福祉分野とそれ以外の分野で一緒にできることを考える
(例：保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業など多様な分野)

なぜ地域共生社会の実現を目指すのか

<いま起こっていること>

- 世帯構造の変容
- 共同体機能の脆弱化
- 人口減による担い手不足

<対応できていないニーズ>

- 世帯の複合課題
 - ✓ 本人又は世帯の課題が複合（8050、ダブルケア等）
- 制度の狭間
 - ✓ 制度の対象外、基準外、一時的なケース。
- 自ら相談に行く力がない
 - ✓ 頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難。社会的孤立・排除
 - ✓ 周囲が気づいていても対応が分からない、見て見ぬ振り
 - ✓ 「貧困」「生活困窮」が絡むケースも多い

● 「社会福祉」の定義

社会福祉とは、自らの努力だけでは自立した生活を維持できなくなるという誰にでも起こりうる問題が、あらゆる個人について発生した場合に、

- ・ 当該個人の自立に向けて、社会連帯の考え方に立った支援を行うための施策を指すと同時に、
- ・ 家庭や地域のなかで、障害の有無や年齢にかかわらず、当該個人が人としての尊厳をもって、その人らしい安心のある生活を送ることができる環境を実現するという目標を指すものである。

（出典：「社会福祉法の解説」2001年 社会福祉法令研究会編）

地域福祉（地域での社会福祉）の推進は、

- ・ 地域住民が相互に人格と個性を尊重しながら、参加し、**地域共生社会の実現を目指して行う**
- ・ 地域住民等は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が、**地域社会の一員として、日常生活を営み、あらゆる活動に参加する機会が確保されるように努める。**
- ・ 地域住民等は、様々な「**地域生活課題**」を把握し、**支援関係機関との連携等によりその解決を図るように留意する。**

地域生活課題：福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育、地域社会からの孤立、その他日常生活や活動への参加の機会が確保される上での各般の課題

- 市町村は、下記の施策の積極的な実施等を通じ、
 - ・ 地域住民等と支援関係機関による地域福祉の推進のため相互の協力が円滑に行われ、
 - ・ 様々な地域生活課題に向けた支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- ・ **地域住民の地域福祉活動への参加を促す環境整備**

例：住民の参加を促す人への支援、住民の交流拠点や交流の機会づくり

- ・ **住民の身近な圏域で、様々な地域生活課題への相談に応じる体制づくり**

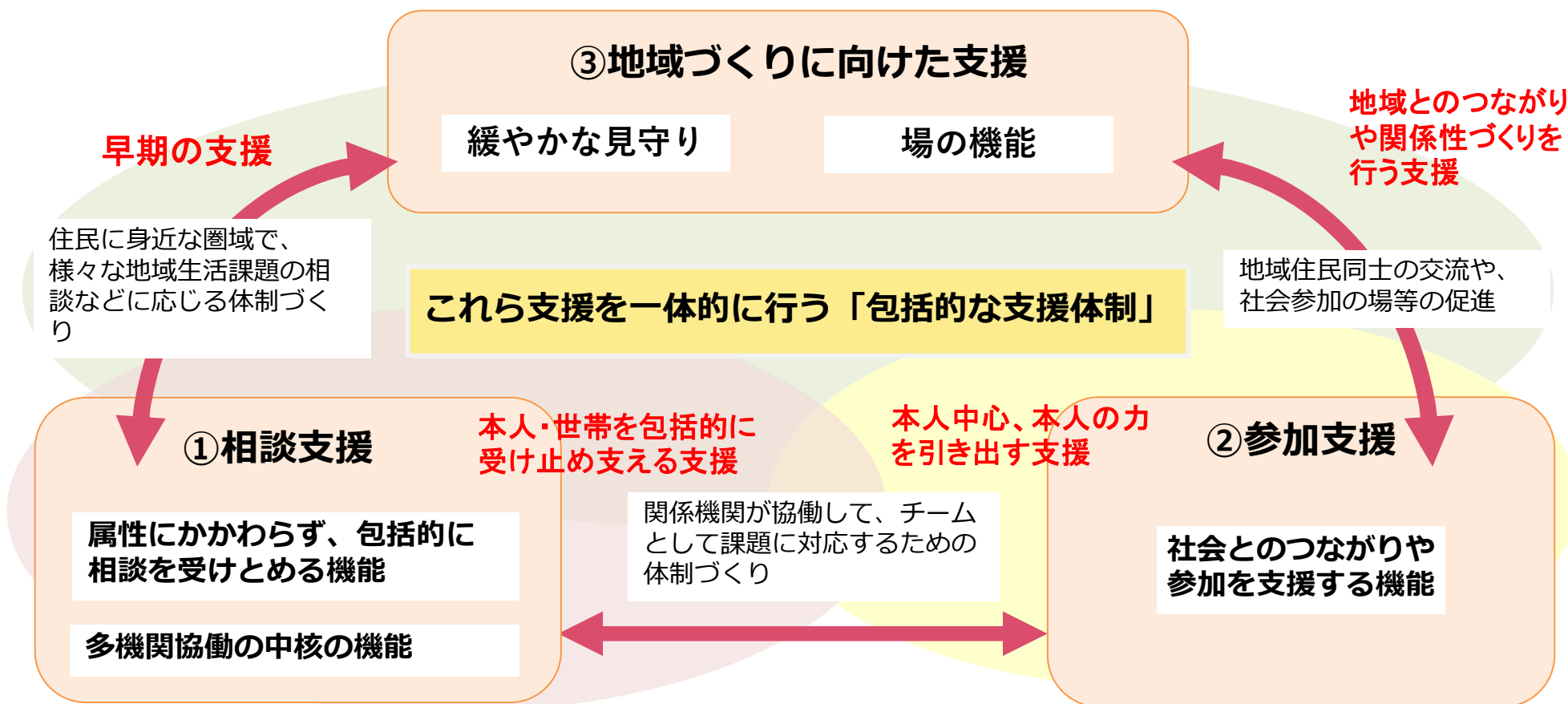
例：地区社協、地域包括支援センター等での総合的な相談、住民どうしの見守り

- ・ **支援関係機関が連携して地域生活課題の解決に向けた支援を行う体制づくり**

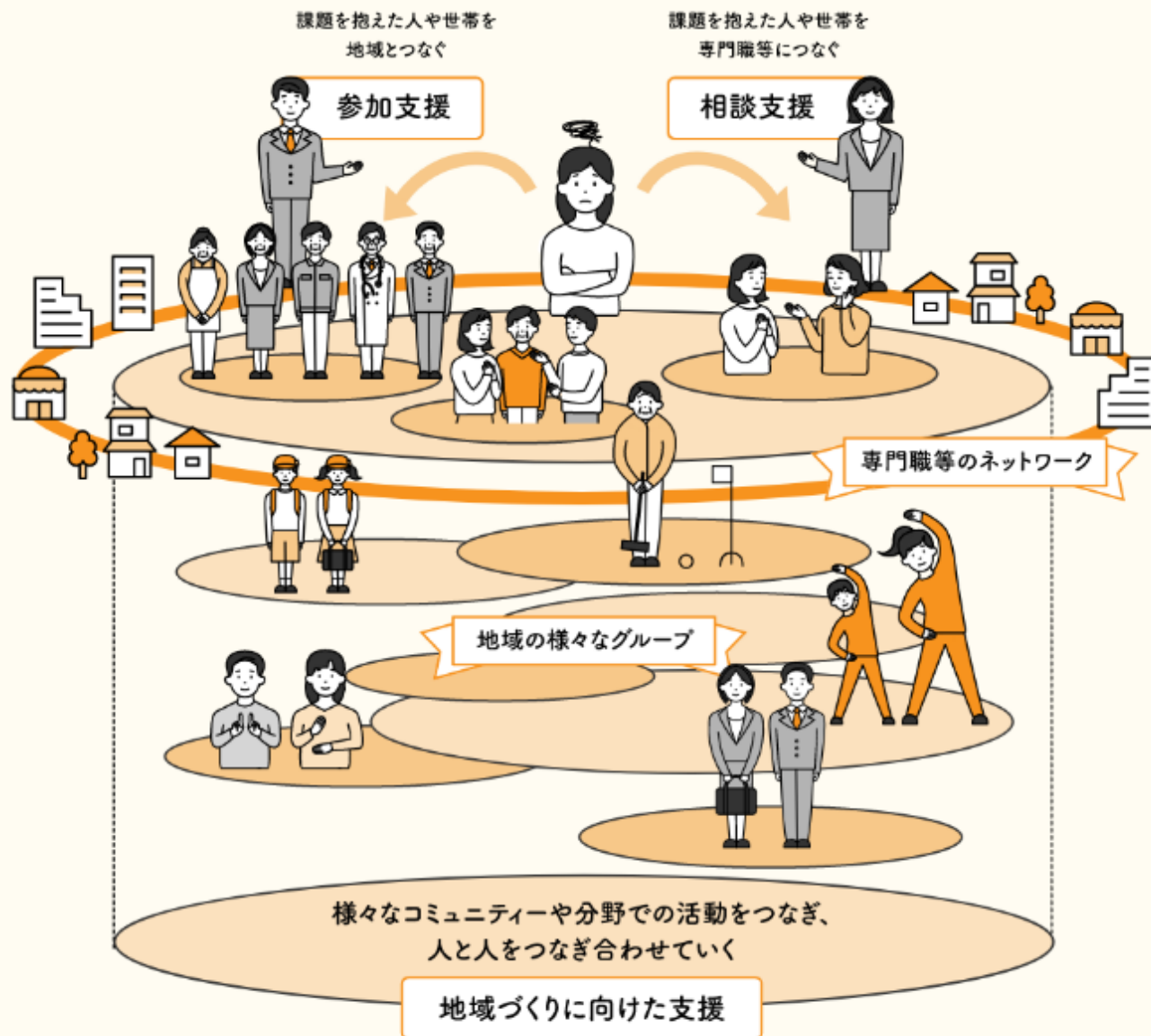
例：各種相談支援機関等が連携の下で、様々な地域生活課題の解決に向けた支援を一体的に行う体制づくり

市町村における包括的な支援体制の整備

市町村においては、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、**①相談支援**（市町村による断らない相談支援体制）、**②参加支援**（社会とのつながりや参加の支援）、**③地域づくりに向けた支援**を一体的に実施する

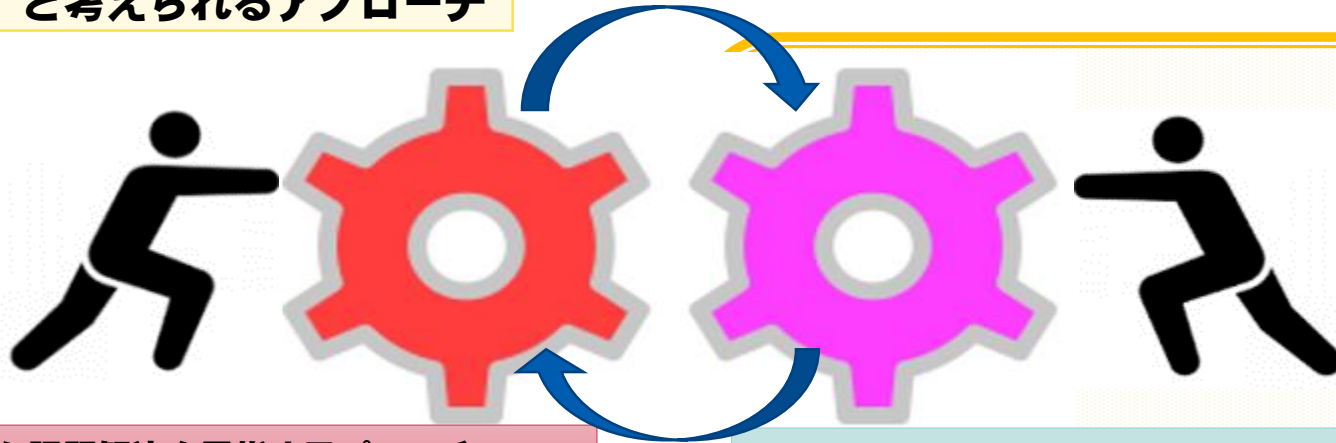


市町村全体がチームになり、3つの支援を一体的に実現する



対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援（現金・現物給付）を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援（手続的給付）を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせていくことが必要。

1. 地域共生社会の理念と制度的な位置づけ
- 2. 重層的支援体制整備事業とは**
3. 自治体の事例紹介

包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(社会福祉法第106条の3)

(改正社会福祉法第106条の4)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携
による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

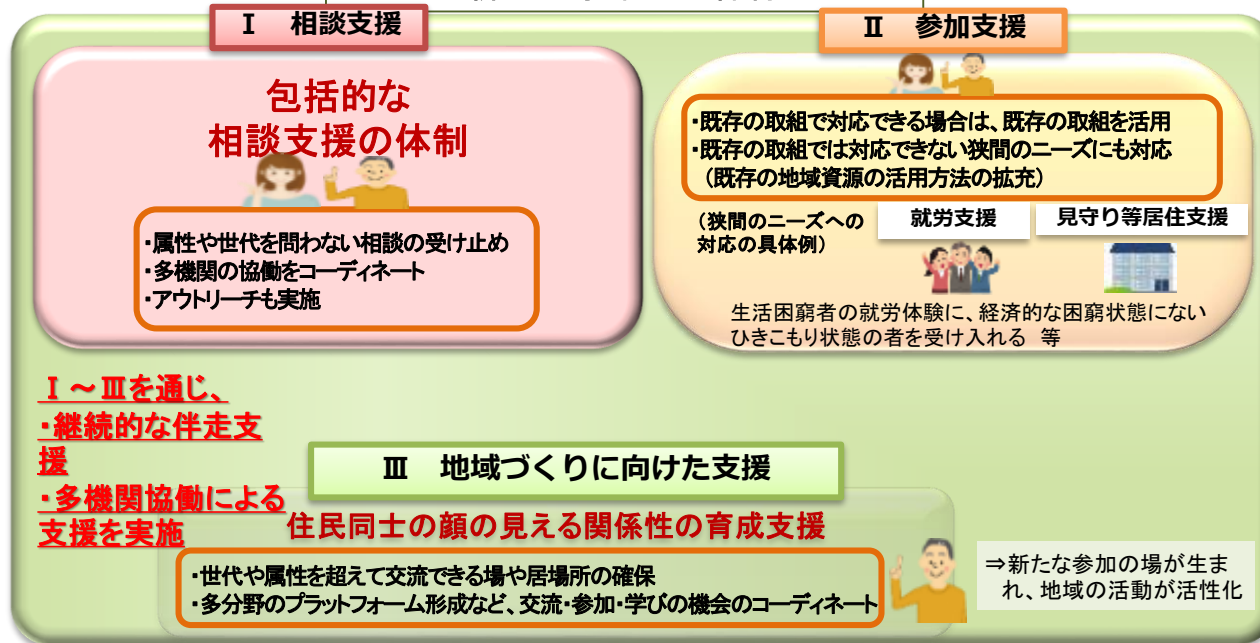
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

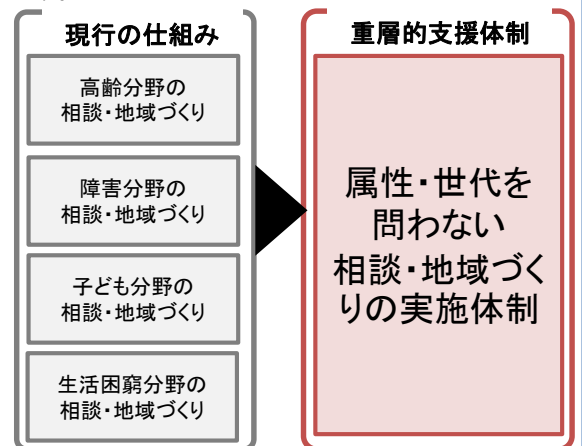
令和3年4月1日施行

新たな事業の全体像



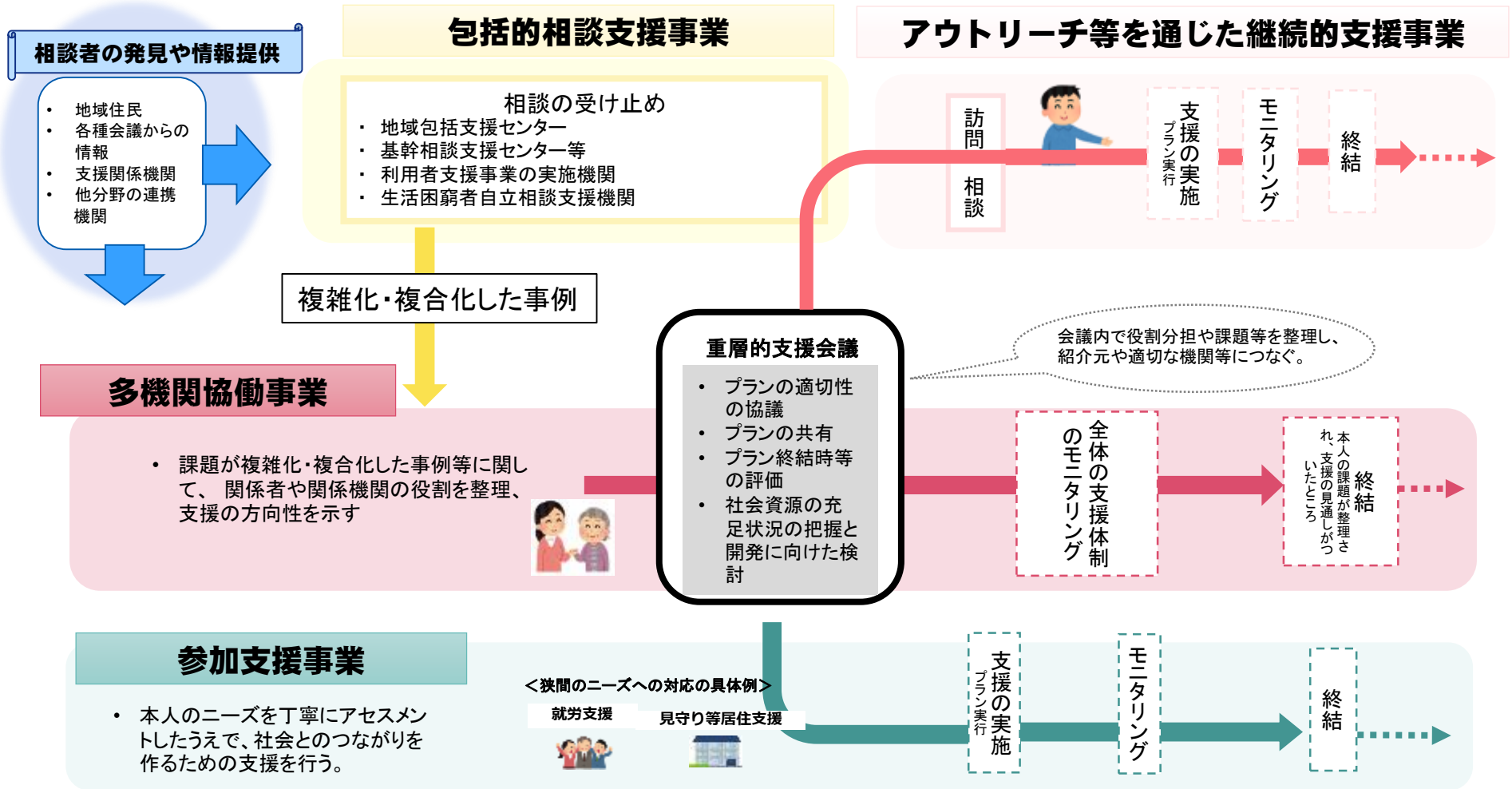
相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**



重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。
 ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

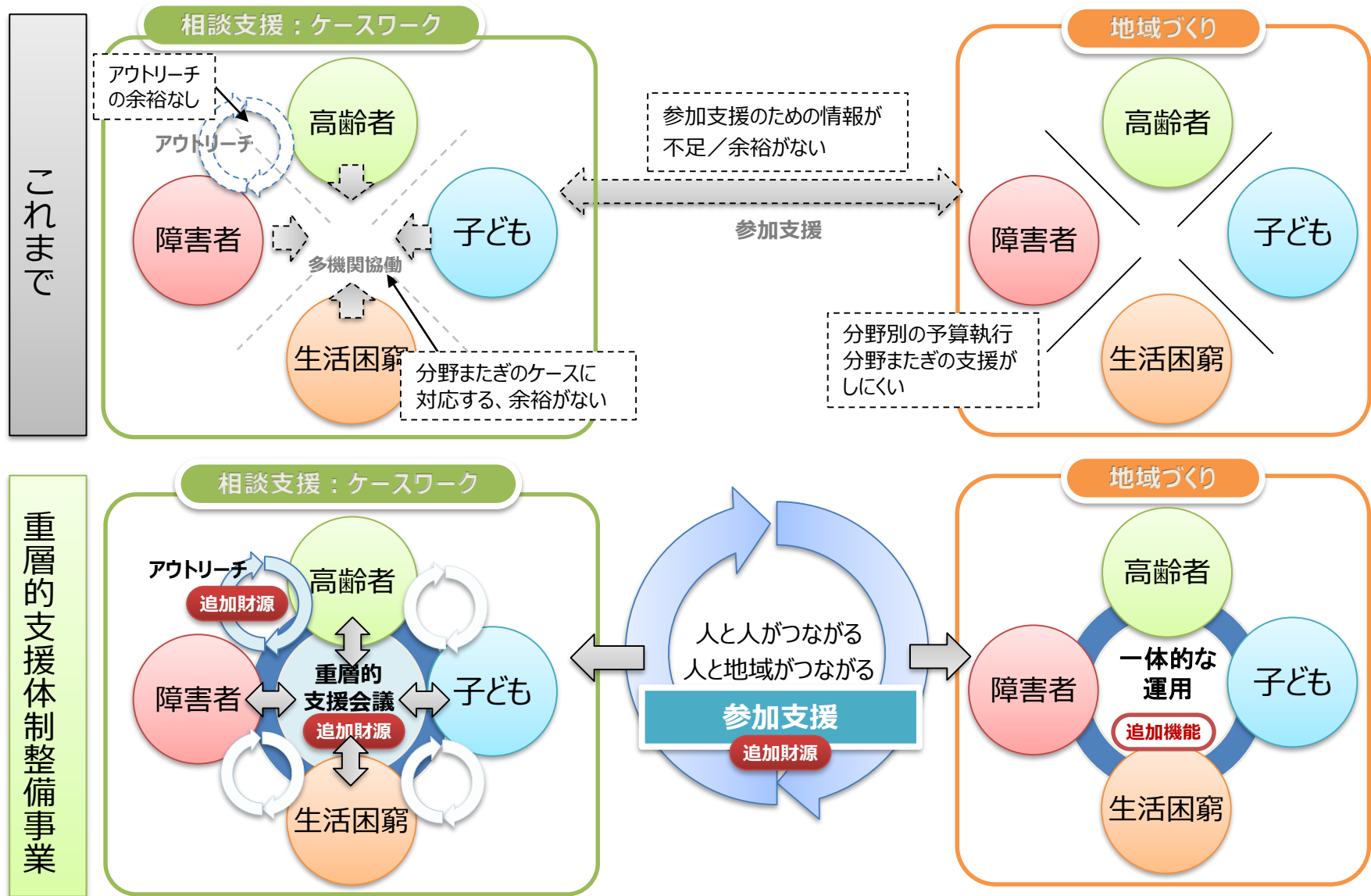
重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
			【困窮】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（注）生活困窮者支援等のための地域づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

重層的支援体制整備事業で何が変わるのか



【出所】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究報告書」（2021）

令和4年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（令和3.11時点）

北海道	旭川市	千葉県	木更津市	三重県	伊勢市	島根県	松江市
	七飯町		松戸市		桑名市		大田市
	妹背牛町		柏市		名張市		美郷町
	鷹栖町		市原市		亀山市		岡山市
	津別町		墨田区		鳥羽市		美作市
	音更町		世田谷区		いなべ市		呉市
	広尾町		中野区		志摩市		東広島市
青森県	鯨ヶ沢町	東京都	八王子市	伊賀市	広島県	廿日市市	
岩手県	盛岡市		立川市	御浜町		山口県	宇部市
	遠野市		狛江市	長浜市		香川県	長門市
	矢巾町		西東京市	守山市			高松市
	岩泉町		鎌倉市	甲賀市		愛媛県	さぬき市
秋田県	能代市		神奈川県	茅ヶ崎市		高知県	宇和島市
	大館市			逗子市			高知市
	湯沢市	富山市		中土佐町			
山形県	由利本荘市	富山県	氷見市	福岡県	大牟田市		
	山形市		金沢市		久留米市		
福島県	福島市	石川県	小松市		八女市		
	須賀川市		越前市		糸島市		
茨城県	古河市	福井県	坂井市		岡垣町		
	東海村		山梨県		東大阪市	佐賀市	
栃木県	栃木市	長野県	甲州市		佐賀県	大津町	
	市貝町		飯田市			熊本市	中津市
	野木町	岐阜県	伊那市		大分県	津久見市	
太田市	岐阜市		姫路市			竹田市	
群馬県	みどり市	静岡県	関市	芦屋市		杵築市	
	上野村		函南町	加東市		都城市	
	玉村町	岡崎市	春日井市	奈良県		日向市	
川越市	愛知県	豊田市	和歌山県			三股町	
狭山市		稲沢市		和歌山市	鳥取県	134自治体	
草加市		東海市	鳥取市	※参考		42自治体	
越谷市		大府市	米子市	うち令和3年度重層事業		79自治体	
桶川市		知多市	智頭町	うち令和3年度移行準備事業		99自治体	
ふじみ野市		豊明市	北栄町	うち令和2年度以前モデル事業			
鳩山町		長久手市					
		東浦町					

令和4年度 重層的支援体制整備事業への移行準備事業 実施予定自治体（R4.6時点）

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
北海道	釧路市	埼玉県	さいたま市	石川県	輪島市	愛知県	名古屋	鳥取県	倉吉市	熊本県	熊本市
	黒松内町		川口市		白山市		豊橋市		八頭町		山鹿市
	京極町		行田市		能美市		一宮市		湯梨浜町		菊池市
	東川町		鴻巣市	野々市市	半田市		琴浦町		天草市		
	斜里町		北本市	福井市	豊川市		出雲市		合志市		
青森県	厚真町	千葉県	吉川市	福井県	敦賀市	岡山県	蒲郡市	吉賀町	大分県	菊陽町	
	平内町		白岡市		あわら市		犬山市	倉敷市		西原村	
	今別町		川島町		美浜町		小牧市	笠岡市		御船町	
	蓬田村		船橋市	山梨市	阿久比町		総社市	益城町			
	外ヶ浜町		野田市	南アルプス市	武豊町		西粟倉村	大分市			
宮城県	西目屋村	東京都	浦安市	長野県	長野市	三重県	松阪市	広島県	広島市	宮崎県	由布市
	藤崎町		中央区		岡谷市		鈴鹿市		竹原市		九重町
	大鱧町		品川区		駒ヶ根市		紀宝町		尾道市		延岡市
	田舎館村		目黒区		下諏訪町		彦根市		福山市		小林市
	板柳町		大田区		富士見町		近江八幡市		大竹市		高鍋町
秋田県	仙台市	東京都	杉並区	滋賀県	原村	山口県	栗東市	山口県	下関市	鹿児島県	都農町
	富谷市		豊島区		飯島町		湖南市		美郷町		門川町
	涌谷町		江戸川区		中川村		東近江市		豊郷町		美郷町
	鹿角市		三鷹市		飯綱町		福知山市		福知山市		小松島市
	大仙市		青梅市		大垣市		長岡京市		香川県		丸亀市
山形県	井川町	東京都	町田市	岐阜県	恵那市	京都府	精華町	徳島県	綾川町	鹿児島県	志布志市
	大瀧村		小金井市		美濃加茂市		長岡京市		綾川町		中種子町
	鶴岡市		小平市		神戸町		精華町		琴平町		大和村
	天童市		国分寺市		坂祝町		大坂市		愛媛県		宇検村
	遊佐町		国立市		静岡市		堺市		愛媛県		和泊町
福島県	いわき市	神奈川県	多摩市	大阪府	坂祝町	兵庫県	八尾市	高知県	四万十市	鹿児島県	鹿児島市
	川俣町		藤沢市		静岡市		河内長野市		本山町		鹿屋市
	檜葉町		小田原市		浜松市		熊取町		いの町		志布志市
	土浦市		秦野市		熱海市		千早赤阪村		黒潮町		中種子町
	那珂市		厚木市		藤枝市		明石市		福岡市		大和村
栃木県	小山市	新潟県	新潟市	兵庫県	伊豆市	福岡県	伊丹市	福岡県	大川市	鹿児島県	宇検村
	那須塩原市		三條市		伊豆市		西脇市		宗像市		和泊町
	さくら市		柏崎市		小山町		川西市		古賀市		知名町
	那須烏山市		見附市		吉田町		小野市		うきは市		知名町
	壬生町		村上市				たつの市		大刀洗町		知名町
群馬県	高根沢町	富山県	関川村	奈良県	奈良市	佐賀県	奈良市	長崎県	上峰町	沖縄県	沖縄市
	那珂川町		高岡市		桜井市		佐賀県		長崎市		
	沼田市				宇陀市		長崎県		五島市		
	館林市				田原本町		長崎県		西海市		
	みなかみ町				高取町		長崎県		佐々町		
群馬県	明和町		明日香村	奈良県	王寺町	長崎県	王寺町	長崎県		沖縄県	
	千代田町		吉野町		吉野町						
			大淀町		大淀町						

令和4年6月現在 225自治体

令和3年度移行準備 149自治体

令和2年度以前モデル実施 115自治体

3

1. 地域共生社会の理念と制度的な位置づけ
2. 重層的支援体制整備事業とは
- 3. 自治体の事例紹介**

アウトリーチの実例① ～宮崎県三股町～

【宮崎県三股町】

- 「コミュニティデザインラボ（社協が運営）」（コンセプトは、自分たちのまちを、自分たちで楽しく）が地域の拠点。考える場、魅せる場、出会いの場として機能
- 2025年までに200の活動、2025人の地域活動者の創出を目指す



【アウトリーチ】

- アウトリーチとは、自宅訪問のみならず、「あの手この手でまだ見ぬ当事者やその家族に近づこうとする行動全て」
- こども宅食みまたん便（みまたどうぞ便）：気軽に利用してほしいをモットーに、「たくさんあるからどうぞ！」と、ボランティアが配達。つながりやすいように、専用WEBやLINEでも受付。関わりの中から見えてきた課題は、社会福祉協議会が対応
- 情報の届け方やデザインを活用した入り口の設計の工夫：おしゃれなロゴや広報誌などによって、住民が手に取りやすく参加したくなる
- 情報の届け方、きっかけ、定期的な接点づくりといった、対象者につながるための関わりメニューが豊富

アウトリーチの実例① ～宮崎県三股町～



アウトリーチの実例② ～長崎県長崎市～



実施の様子写真・特別イベントの様子



こころ未来高校「ゆめカフェ」

(2019年度から実施)

○実施主体：NPO法人心澄
多機関型地域包括支援センター
こころ未来高校

○開催頻度：概ね2週間に1回
(長期休暇を除く)

○参加人数：10～20名

スタッフ・先生の所感

- ・退学者が減少した。
- ・進路未決定者が減少した。
- ・児童の悩みが拾えていると感じている。
- ・適切な窓口へつなぐことができている。

【取組】

- 潜在的な支援ニーズを抱える人を早期に発見する
 - ・ 高等学校での「高校居場所カフェ」
 - ・ 市民への周知（リーフレット、SNS） など
- 本人やその世帯とのつながりを形成する
 - ・ 相談機関・専門職への周知（事例集）
 - ・ 各分野の専門職との合同勉強会 など

【出所】令和3年度 重層的支援体制整備事業人材養成研修 長崎市の資料をもとに厚生労働省作成

参加支援の実例 ～鹿児島県宇検村～

宇検村の取り組み (令和3年度参加支援)



【状況】

- ・かねてより血縁、地縁によるコミュニティによって地域の生活が成り立っていたものの、人口減少に伴い、既存のコミュニティでは支え合いが困難になりつつある
- ・複雑化した課題の解決を抱え、孤立の状況も悪化するという悪循環が見られた
- ・アウトリーチと拠点づくり、コミュニティデザインによって、つながりづくり・つながり直しに取り組む
→ 予防と共生の視点
- ・地域に「居場所」を通して、地域づくりに取り組んでいる

【出所】令和3年度 重層的支援体制整備事業人材養成研修

宇検村の資料をもとに厚生労働省作成

その他、起こっていること

- ・お食事デイ
- ・島の小学生と内地の大学生とのオンライン交流会
- ・健幸麻雀クラブ
- ・ものづくりワークショップ
などなど

<大切にしていること>

- ① 目の前にいる『その人』を知る
- ② 自分たち自身がつながることから始める
- ③ 自分たちとのつながりを少しずつ多様なつながりへと広げていく



ふらっと立ち寄れる場所が
地域にあることの意味